

第三十九回国  
参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和三十六年十月六日(金曜日)

午後三時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 仲原 善一君  
理事 櫻井 志郎君  
石谷 憲男君  
亀田 得治君

委員

青田源太郎君  
植垣弥一郎君  
岡村文四郎君  
河野 謙三君  
重政 康徳君  
柴田 榮君  
田中 啓一君  
藤野 繁雄君  
北村 暢君  
清澤 俊英君  
安田 敏雄君  
棚橋 小虎君  
千田 正君  
北條 雋八君

國務大臣 河野 一郎君  
農林大臣 中野 文門君  
農林政務次官 昌谷 孝君  
農林省官房長 坂村 吉正君  
農林省農林局長 庄野五一郎君  
農林省農地局長 齋藤 誠君  
農林省振興局長 森 茂雄君  
農林省畜産局長 立川 宗保君  
農林省蚕糸局長 吉村 清英君  
林野庁長官

農林水産技術  
會議事務局局長 増田 盛君  
事務局側  
常任委員 安樂城敏男君  
会専門員

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(農林水産基本政策に関する件)

○家畜取引法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○委員長(仲原善一君) ただいまから  
農林水産委員会を開会いたします。

農林水産基本政策に関する件を議題  
といたします。

本件についての河野農林大臣に対する  
質疑を続行いたします。

○青田源太郎君 私は時間がありません  
ので、どうか大臣もひとつ簡単に御  
答弁をお願い申し上げます。

まず第一点は、農業団体の整備強化  
についてであります。農業基本法の五  
条または二十四条に示すごとく、これ  
からの農業協同組合のはたす役割は非  
常に重大であると思っております。

したがって、これが組合の整備強  
化という点について、大臣はいかなる  
お考えをお持ちでしょうかお伺い申し  
上げたいのであります。河野農林大臣  
は昭和三十年農相当時、新農村計画で  
あるとか、あるいは農村振興対策であ  
るとか、農業技術研究所等、幾多の功  
績を残されておられることは皆様御承知の  
とおりであります。しかし反面、当時  
農業協同組合の再編成を提唱されまし  
て、農業団体との間にも若干の意見の

相違があったことも御承知でありま  
す。しかしながら、当時は協同組合と  
いたしまして非常に不振であった、  
たとえは全国で三分の一以上不振組合  
があるとか、あるいは全購、全販とい  
うような中央機関においても莫大な赤  
字を持っておったというような事情で  
あったのであります。今日ではそう  
いったような団体の再建整備も完了し  
たしまして、当時と今日とは情勢が変  
わつておると思つております。が、  
農林大臣は、池田内閣におけるところ  
の有力閣僚として自他ともに認めてお  
るわけでありまして、農民及び農業団  
体におきましては、河野農林大臣に対  
しまして大きな期待と、また一面多少  
不安を持っておるわけでありまして、  
で、こゝろからいふと、率直な団体  
に対する御意見を承りたいと思いま  
す。

○國務大臣(河野 一郎君) 農業団体は  
将来どうあるべきかということにつ  
きましては、ただいまお話がありまし  
たが、私は前回農林大臣をしておりま  
したときに、農業団体の、何と申しま  
すか、特殊農業化といふますか、とい  
うようなことを考えて再編成を考えま  
した。それと同時に、先般もちょっと  
触れましたが、信用部の、金融部のあ  
り方がこれでいかどうかということ  
についても当時触れました。しかし、  
当時私が意図いたしました考えが、当  
時の団体の幹部諸君に了解願うことが  
できませんでした、私も事情のそぐわぬゆ  
えんをもって中止いたしました。今回

あらためて農林大臣に就任いたしまし  
て、その点について一部御心配をなさ  
る向きもあるようでございます。しか  
し、今回は御心配をなさるよりも、む  
しろ団体幹部の諸君から再編成をすべ  
きだという意見が打ち出されておるよ  
うであります。当時私が提唱いたしま  
したことを、今度は逆に団体の幹部諸  
君から私のところにもう一べん考え  
らうだといふ御忠言を私は承つてお  
ります。しかし、私はこゝろからいふと  
機が熟するのを待つてやることのほう  
が成果を上げやすい。無理にそゝる  
事情を作つてやるよりも、必要が結果  
を生むといふことになるほうが成果が  
上がりやすいといふふうに考えて、現  
に、まだその問題について私は考えを  
まとめておりません。ただし、今、各  
方面から私のところに申し出られてお  
りますことは、事務局には研究を  
はらばちしたらどうかと言つておりま  
す。率直に、そのまゝ申し上げま  
す。つまり畜産とか果樹園芸とか養蚕  
とか水産とか林業といふような特殊農  
業については、特殊農業法人を再検討  
して、そゝるして実業農家のこれらの発  
達、繁栄に資するように団体の整備を  
することが必要だといふ意見が強く  
なつておる。要求が強くなりつつある  
ことが、これが今日の農村の実情であ  
り、幹部諸君の中にもそゝる御意向  
があるようでございますので、政府も  
またこれにこたえていって、準備すべ  
き段階にあるのじゃないか、こゝろ考  
えているのが今日の実情でございます。

前段申し上げましたとおり、機が熟  
するのを待つて、そゝるして官民一体  
となつて成果を上げるようにして参り  
たい、自分だけ独走するようにはし  
たくないといふのが私の心境でござ  
います。

○青田源太郎君 次の第二点といたし  
ましては、農業共済制度と、いわゆる  
農協共済、これはややこしいのであ  
りますが、この問題に触れたいと思つ  
てあります。

まず農業共済制度であります。この  
制度としては、農民といたしましては  
非常に必要を感じ、また農業災害補償  
制度に大きく期待をされているわけであ  
ります。しかし、現行のこの災害補償  
制度は非常に農民にいやがられてい  
る。その理由としましてはたくさん  
あるわけでありまして、まずその二、  
三をあげますと、災害があつてもなく  
ても、これは強制加入であるといふの  
が一点と、実際に災害をこうむつても、  
その実害のいく一部より補償されない  
といふこと。第三番目には、これが運  
営について賦課金であるとか、あるいは  
寄付金等が非常に強要されている。  
こゝろからいふと、組合員がこの共済  
事業に非常に不満を持っているといふ  
ことが事実であります。したがって  
て、なるべくそゝるような負担を軽  
減するといふ点で、この農業共済組合  
が任意共済事業をやっている。また一  
方、農業協同組合におきましては、こ  
れは法で認められている共済事業を自  
主的にやつて、そゝるして組合員の生

命、財産あるいは資本蓄積、こういう点から長期安定資金の積み立て、あるいは再生産に要する還元融資、こういうことをやって、いろいろと新種保険を次から次へ推進しておる、こういうような点で、この二つの農業団体が、この保険事業につきましても、末端で非常な競争を熾烈にやっておる。ところが、農民——組合員は双方同質のものであるというように、果あるいは関係者においても非常に困っておるという実情であります。私も幸か不幸か、この双方の組合に関係しておるので、私見を申し上げますと、災害補償制度による農業共済組合は、これはあくまでもやはり法に従って国及び公共団体が全責任を持って予算措置をして、経営をやるようにするのがいいのじゃないか。また一方、農業共済におきましては、任意共済は、共済保険事業は、これは自主的にやるのであるから、むしろこの際、農業団体にこういった任意共済を一元化するのが適当であるのじゃないかというように、ことを考えておるわけでありまして、これに対する大臣の御意見を伺いたい。

○国務大臣(河野一郎君) ただいまの二つの問題は、いずれも議会の中にも御意見が分かれてあるようでございませう。私は私なりに意見を持っておりまして、持っておりますが、前大臣の当時に議院に提案されました法案をそのまま衆議院へ提案をいたしまして、そうして十分委員の方々の議を尽くして、まとまるところを一つ伺いたいものだ。その上で私も意見を申し述べて結論を得たい。決してなおざりにしておく問題ではございませんけれども、さればとて、急いで結論を得て、そ

して最善の道を歩むことができないというところ、とるべき方向ではないというところから、今国会に提案はしておりますけれども、十分に一つ衆参両院とも意見を尽くして御審議を願いたい。私は皆さんの御意見を十分承りまして、そうしてまとまるところにまづいていただこうに願っております。無責任のようではございませんけれども、私はこの問題については、いずれも事情、各種各様な御意見があるようにあります。したがって、それが正しい、それが正しくないといふばかりも言えない面があるといふふうに考えております。程度が相違でございまして、その程度が一番実情に合ひ、全国的に見ていいのかということ、結論を得たいというふうに考えております。

次に、保険をいずれにするか、どうするかという問題については、私は、すでにこの問題については議論が尽きしておりました。私五年前に大臣をしておりまして、この問題が尽きたが、これは結局最後は私が自分の責任において、いずれかきめなければならぬ問題だと考えております。十分御意見を拝聴いたしますけれども、これも今申し上げるに、最後は多少御批判をちょうだいするかもしれませんが、自分で決定するというつもりでおりますので、御了承願います。

○青田源太郎君 ひとつ、大臣を絶対信頼しておりますので、責任をもって早急にこの二つの問題の解決をお願いいたします。

次に、第三点であります。今大臣がちょっと触れました農業の組合金融

について、私はこれに相当の改正をひきつしていただきたいと思うのであります。現在の協同組合の行なり信用事業は、最近経済界が非常に情勢が変化いたしました。現行の農業協同組合法であるとか財務処理基準令等によりまして、この農業信用事業が大きな制約を受けて、しかも自主的な運営に非常に支障を来たしておるというのが実情であります。特に都市近郊におきましては、兼業農家あるいは農業外収入、こういうものがある地域におきましては、相互銀行であるとか、あるいは信用金庫というような金融機関が急激に進出したしまして、現在のわれわれの法の範囲内において事業を運営するといふことは、とうてい対抗できないような実情であります。この際、この組合金融を大幅に改正をしていただきまして、実勢に合うようにひとつ処置をとっていただきたいと思うのであります。

なお、農林金融につきましてわれわれはしばしば唱えておるわけでありまして、金融の交通整理と申します。事業の統一と申します。そういう点についてわれわれは希望申し上げたいのであります。御承知のとおり農林金融には、農林漁業金融公庫の資金であるところの自作農維持資金であるとか、あるいは家畜導入資金であるとか、土地改良資金であるとか等々、制度金融がたぐさんある。また農林中央金庫のプロパー資金であるとかあるいは政府が近く創設されるところの近代化資金、大臣のおっしゃる農業改善資金であるとかあるいは農協の資金、信連の資金、共済事業の還元資金であるとか等々と、数えれば数限りないほど内

部が複雑多岐になっておる。利子におきましてもまちまちである。また融資対象におきましてもそれぞれいろいろの要綱を掲げておる。ほんとうにこれを活用する農民がほとんどその内容がわからないというような現状であります。この際、農林金融の交通整理あるいは組合金融の改正をするという大臣に御意思があるかないかをお伺い申し上げます。

○国務大臣(河野一郎君) 農業に関する金融の制度につきましては、ただいまお話のとおりでございます。現状でよろしいと農林関係の人たちで考えていらつしやる人は、おそらくないと思ひます。さらばというて、これに手をつけるということは非常にむずかしいと私は思ひます。おそらく私は、私なりに考えておりますことを発表いたしましたらば、それこそ米の問題以上に大騒動が起こるだらうと思ひます。私は前回も実はこの問題で非常にこりました。したがって、今回はこれをにわかにならうというより、こうしたからこうというように手をつける気が今ありません。しかし、やらなければいかぬことだと思つております。それは団体の側において御自身お考えいただいて、そうして団体の側から、このままじゃ困るからというお申し出をちょうだいして私はやりたい。これはおそらく政治をやる政府当局において、かねて申しますとおり、農業金融はもう少し低利長期のものでなければいかぬという声は、もうこれはきまつたことでございませう。しかし、一方において農村から出てくる金は高利で、そうしてその資金の行方はさだかでないというようにございませう。

て、行きと帰りが別々だとまでいわれる現状でございませう。のみならず、私は一番遺憾に思ひますことは、どなたがおやりになつても、仕事をやる人が自分で金を持つておるというところは、私は非常によくないと思ひます。ほんとうに手をつけるならば、金を扱う人と仕事をやる人とは別でなければいかぬ、別個の人格でなければいかぬと私は思ひます。しかし、そういうことを私はやると言つたらば、それが大問題が起こりますから、私はやる気持はありません。しかし、私の考えは今申し上げたとおり、同じ者が取り扱つちやいかぬ、金は金で別の人がやつて、そうして仕事をやる人、その金を使わしていかぬ、金を金で別の人がやれば、預けられるものではない。そうしてその利子が、まづきつたら政府救済だといった従来の考え方は、私は、正しくないと思ひます。のみならず、これだけ交通通信が完備して参つて、現状どろりに事務を煩瑣しておく理由もないじゃないか。経費をもつと思ひ切つて節約ができる段階じゃないかというところも考えられます。したがつて、これらについては、私はやる気持はございませんけれども、当事者の側においてひとつ至急お考えの上、政府に善処を要望されれば、私は直ちに実行いたします。しかし、そちらからお話がないければやしません。

○青田源太郎君 この問題は農林大臣と私は意見が一致しているもので、大臣は勇気をもって河野構想をひとつ発表していただくようにお願いを申し上げます。

次に第四点でございます。米の

て、行きと帰りが別々だとまでいわれる現状でございませう。のみならず、私は一番遺憾に思ひますことは、どなたがおやりになつても、仕事をやる人が自分で金を持つておるというところは、私は非常によくないと思ひます。ほんとうに手をつけるならば、金を扱う人と仕事をやる人とは別でなければいかぬ、別個の人格でなければいかぬと私は思ひます。しかし、そういうことを私はやると言つたらば、それが大問題が起こりますから、私はやる気持はありません。しかし、私の考えは今申し上げたとおり、同じ者が取り扱つちやいかぬ、金は金で別の人がやつて、そうして仕事をやる人、その金を使わしていかぬ、金を金で別の人がやれば、預けられるものではない。そうしてその利子が、まづきつたら政府救済だといった従来の考え方は、私は、正しくないと思ひます。のみならず、これだけ交通通信が完備して参つて、現状どろりに事務を煩瑣しておく理由もないじゃないか。経費をもつと思ひ切つて節約ができる段階じゃないかというところも考えられます。したがつて、これらについては、私はやる気持はございませんけれども、当事者の側においてひとつ至急お考えの上、政府に善処を要望されれば、私は直ちに実行いたします。しかし、そちらからお話がないければやしません。

○青田源太郎君 この問題は農林大臣と私は意見が一致しているもので、大臣は勇気をもって河野構想をひとつ発表していただくようにお願いを申し上げます。

次に第四点でございます。米の

需給についてひとつ伺い申し上げたいのであります。

最近農林省は配給辞退者が三分の一もあるとか、あるいは自由米が一万石以上あるというようなことを盛んに、宣伝しなかつたけれども、機会あるごとに言うておられる。これはほんとうに私はそういうふうにあるならば安心であります。農家生産者の側から見ると、そういうふうな米がだぶついて困るというふうなことで、万一生産意欲が低下するということの方が心配なことはたしかない。現在相当なことを思っている。農家の問題は農業外所得のあるところは、米の問題は引き合わない。したがって米の需給は米にもそういう傾向がたかさん見えてくるのであります。多くの人がそういうふうな気持ちになりましたならば、私は、せっかく今日の需給が見通しがいいというふうな時期に對しまして悪影響を及ぼすという心配を多分に持っているわけでありまして、したがって、ほんとうに三分の一以上配給辞退があつて、現在手持ちのお米が幾らあるかということをお伺い申し上げたいのであります。

昭和三十三年の十月の現在の要配給者数は六千四百三十二万となつてゐるわけでありまして、これを政府が今、今度おつしやるように、十キロ配給もするということになれば、私はこれだけでも七百七十二万トンの米が要る。ところが政府が最近買ひ上げさるる米は四千万石、わずかに六百万トンである、こういうふうにかかわらず、そういうふうなことができるかできぬかという問題に私は不安を持っています。昨日、農林

大臣の御説明を聞きますと、自由米は大体一千万石、自家消費として三千二百万石食うであらう、政府買ひ上げを四千万石、こういうことになり

と大体八千万石以上。つじつまが合うわけでありまして、ところが、その政府買ひ上げの四千万石のうちで三分の一も配給辞退があれば、これは政府に一体現在手持ちになつてゐるかどうか、こういう点に多少疑問がある。また配給も、十キロ配給すると言つて政府の当てもない米の買ひ上げでそういうふうなことが実行できるかどうか、こういう点をお尋ね申し上げたいのであります。さて、その配給辞退者につきましても政府が説明されているのと私の考えと多少違つてゐるのじやないかと思つてゐます。政府は、値段が高つても自由米を食う者ははい米でなくてはならぬ、そういう者がだんだんふえてきておる、こういうお話でありますけれども、私は値段が高くてかまわないというふうな方は、ごくまあ少数の配給辞退者であらうと思つてゐます。配給辞退者の大部分の方は、生産者であるところの配給者であるとか、あるいは政府の配給米より割安で入るというふうな方が配給辞退をされるのがほとんどでなかろうかと思つてゐます。そういうことを、生産者がばかかなことをするかというふうなことをお考えになるかも知れぬけれども、農民の心理と申しますか、農家の方の多数の米の横流しと申しますか、自由米にする人は、この集荷の時期が非常におくられて、そして農協であるとか集荷人が集荷の時期を失したというふうな米を横流しをするとか、ある

いは乾燥の悪いものとか、くず米であるとか、正儀にならないもの、あるいは御承知のとおり農家は小さく取

りとして主婦等が物交をやる、こういうふうなものが相当あるわけであり

まして、あの敗戦当時の食糧難のおりでも、農家といつたしましては政府に当然供出せなくちゃならないけれども、やはりこの米を別に隠匿と申しますか、手持ちしておつて、そして必要な家庭の日用品と物々交換するといふやうなことでおつたわけでありまして、今日といへども現金収入のない農家といつたしましては、やはり徐々にこ

うふうな米を代替したい、こういうふうなことで、この配給辞退米といふのがあつたわけでありまして、決してこれがあつた自由米、あるいは配給辞退でない、こういうふうな私に思つてゐるわけですが、これに對するお考えを承りたいと思つてゐます。

○国務大臣(河野一郎君) 詳細な数字につ

きましては、別の機会に事務当局から御説明をいたさせていただきますが、ごく大略の数字を申し上げます。十キロ、現在の要配給者に満ちたしますと、五千四百萬石ないし五千五百萬石必要でございます。ところが實際配給するのはどのくらいかと申しますと三千四百萬石でございます。集荷見込みは四千万石、四千万石ぐらゐの集荷の見込みをしております。それならば、その差額が余るかと申しますと、順次余つて参ると思つてゐますが、ただ議論をなさいます際に、ひとつ御注意いたしたいと思つてゐますことは、御承知のとおり早場奨励をいたしておりますために、九月、十月といふ二月がダブつております。そこで新米、古米

をダブつて配給いたします。そのために、正確に今申し上げますと、それにそれだけのものが余るのか余らぬのかというところになります。そこに狂いが

出でることがあります。前に食ひ込んでおつた、そのために早場奨励をして、順に十一月までのやつが十月十五日なり九月十五日なりといふことで早

場奨励で補つてきておりますから、それは議論の対象になります。持ち越し米、十月三十一日から十一月一日の持ち越し米が古米で幾らかといふ場合に、この数字が多少の誤差が出てくるという点を御注意いたしたいと思つてゐます。しかし、いざにしても実績としてやつてゐるのは今の数字だと事務当局からそういうことを聞きまして、ただ、私は今のお話で確かに注意しなければならぬ点もあるかもしれませんが、昨日もお話が出ましたが、生産地、消費地それぞれいろいろな事情も異なつております。しかし、總じてやみ米の安い地方、つまり生産者より

も、私は関東から以西、つまり私の県あたりからずっと東海道を下つて参りまして、近畿から中国、四国、九州、これにかけて、やみ米の安いところの農村の米が割合に自由米に出ておるものが多

しよ、こつそりやみ米を処理した時代とはだいぶかけ離れている実情が各地に見られるわけでございまして、ですから、あまりこれはひどいではないか、あまりこれじゃ困るじゃないかと、いうわけでございまして、けさあたりの毎日新聞にも、あんな農林大臣の考えなら、あんなものならやらぬほうがいいではないかという、一方ではそう言われているくらいで、私は私の今考えておりますこと、そのことが必要の最小限度、これだけはやつたほうがよからう、これをやることによって農家に何らの不利益を来さない、生産者に何らの影響がない、したがってこれだけはやつたほうがいいじゃないかと、いう点を私は申し上げておるわけでございまして、それから前進してどうしよう、それをその次どうしようという考えは、私は持つておりません。この点は御理解願ひまして、よつて生ずる影響は、それはまた別途農林省として考へて、その対策を立つべきだ。何かものを交えれば必ずやそこに副作用が起こつてくるのはあたりまえでございます。その副作用に対しては、これは別途考へていくべきである。必要小限度のものは前進したほうがよからうというのが私の意見でございます。どうかその点を特にひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○青田源太郎君 大体わかりました。それじゃ早稲米のたぶつておるといふようなことについて、昭和三十五年、六年くらいひつと資料がありましたら提出していただきたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) すぐ出します。

○青田源太郎君 次にもう一点だけお尋ねしておきます。

バナナ、果樹の輸入の自由化についてであります。三十六年九月二十六日の閣議でこの自由化方針がきまつたようでありまして、現行のバナナの輸入税は、関税が二〇%、差益国庫税は八〇%という八〇%ほど賦課されておる、こういうことで、船揚げするとバナナの値段が倍になつておるわけでありまして、今度これを自由化されると、その差益金の八〇%が免除となるわけでありまして、現在バナナが、大体平均でありますが一本四十円くらいしておると、これが目方等で換算すると、八〇%の差益国庫税は八〇%免除になると、大体二十五円くらいに値下がりになる。したがって、このバナナと出荷時期を同じくするところの國産のリンゴあるいは夏ミカンが非常に打撃を受けるということ、このういつた果樹関係の農民が非常に不安がつておるわけでありまして、また果樹につきましましては、昭和三十七年十月を目途として自由化されるというふうなわけでありまして、これとても同様であります。私はできる限り自分の間考へられておるところの果樹振興法であるとか、あるいは農業基本法に基づきまして、積極的にこういつた業者に指導援助を加へる必要があると思ひます。たとえば今度設けられるところの園芸局においても、加工課とか、あるいは加工係を置いて、ひとつこれに専念させると、あるいは果樹の飲料物品税を免除してやるとか、あるいは農協が現に持つておりますところの加工場、こういうふうなものは非常に貧弱

きわるもので、これを早く近代化するとか、あるいは果樹融資につきましましては、そのワケを大幅にひとつ拡大するとか、こういうふうな積極的なところ、後には私は自由化をしていただかなければ、政府がせつかく農業基本法あるいは果樹振興法を多く振り上げられて障害にこの自由化がなるのじゃないか、かようなことを懸念いたしまして、大臣の御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、ただいまの御意見でございますが、日本のくだものが需要の限界にきておる、これはもう十分食べているのだ、これ以上はもう消費がないのだ、無理なんだというふうなことであれば、そこに他のものが安く入つてくることは確かに影響があると思ひます。しかるに、一体そうなんだろうかと、ちよど牛肉でも、牛肉を入れたらばたいへんだ、たいへんだと言つておりましたが、一般の牛肉に対する購買力が生産を上回つて、そうして牛肉が暴騰した、今では牛肉を輸入してもだれも文句を言う者がなく、くだものにしましても、全体のくだもので一ぺんお考えいただきたいと思ひます。日本のくだものの消費量は、先日も専門家の集まつたところで聞いてみますと、とにかく世界で日本はくだものを食わない国はない。一番消費の少ないイタリーのそのまた半分だ、それは確かに所得も少なりございまして、くだもの食わぬかもしりませんけれども、そのくだものが値段が高い。これは私は店先の値段が高いと言ふのであります。ただいま

まりリンゴのお話が出ましたけれども、リンゴにしましてもおそろく産地の畑の相場と店先の相場とは、極端にいえば三倍——三分の一ということじゃないかと思ひます。こういう点に合理化もし、そうして消費の増大を期するといふことが当然なればならぬのであつて、この点は生産農家にも、一体作り方を今のようになければいかぬのかどうなのか。見たところでは非常にきれいなリンゴ、デリシヤスなといふのは非常にきれいなリンゴだけれども、割つて食べてみたところではそんなにうまいものじゃない。世界中回つてみてもあんまりうまいリンゴは私はないと思ひます。ところがさつ割つて食べてみればそんなにうまいと思へぬといふような方向にいつております今の生産形態、奨励形態が、はたしていいのかどうか。しかも今申し上げるうちに、映画館の隣にもう一軒映画館を作つたら、その映画館はつぶれるか、私はそうじゃないと思ひます。いろいろなくだものを入れて、そうしてそのうちに国民の果物に対する関心、果物に対する嗜好を増して、そうして消費を多くして、そのうちに日本産の果物もつと改良をし、増産をしていくことの方が、むしろ振興されるゆえんであり、そうして日本のようなところでもつてできた果物を外国に売れるように持つていくべきがとるべき方策じゃないかという積極策を私は求めたいと思ひのであります。たとえば、今あなたのところの淡路島でレモンの問題がだいぶやかましいのでございまして。レモンにしても、農林省の技術所長の話によれば、今の日本のレモンはもつと生産費は安いのでござ

います。今の値段にしなければならぬことはございせん。こう責任者から私は意見を聞きました。アメリカのレモンが入つてきて、日本のレモンは決して必要はありません。十分生産費は合います。ミカンを作るよりも、まだレモンを作つておるところは、レモンの方がまだ採算も合うと存じます。そこまでする日本のレモンが下がれば、レモンの消費量がふえてくると思ひます。一ぺん、ものは別の角度から考え直して、そうしてそこに新しい天地を見出すということも必要じゃないか。バナナの値段でも、四十円を二十円に下げる。大衆がバナナによつて非常に喜ぶといふこと、消費大衆のことも考え、その一方、それによつて、値段に対して大衆に魅力も持たせる。そこに農村の果樹の生産を増大して参る。そうして果樹を今のような値段からもつと下げて安くして、そうしてなおかつ、生産に引き合ひ。中間経費も節約するといふように持つていくことの方がほんとうじゃないかと思ひます。こう考えますので、実は私は、バナナの輸入についても踏み切つていく方がいいんじゃないか。保護すべき点があれば、絶対に保護しなければならぬ。私は断固やる。必要があれば保護することに決してやぶさかではございせん。必要がないものなら、もう入れる必要はない。しかし、ものはあらゆる角度から検討して、そうしてそこに日本農業の将来といふものを生かしていくといふことが必要じゃないかと思ひます。ですから、実は私はこの方向を持つておるのでございまして、一ぺんやつてみて、どうしてもい

かぬというならば、いつでも私はやめ  
てよろしいと思ひます。

それからまた、果汁についても同じ  
でございますが、これは昨日もお話が  
ございました。はたして現在の果汁  
を、国内における果汁というものは一  
体どういふものなのか、中身は果汁な  
のか、色つきの飲料水なのか、一体何  
なんだという、レッテルもたいして正  
確ではないようでございます。それを  
総合して、一体これを保護していか  
なければならぬ理由があるだろうか。ほ  
んとに中身が果汁であるならば、果  
汁であるということを、品質の保証票  
でも積極的に張るといふことを申し出  
もされ、希望もされてしかるべきであ  
る。ただ、国内のものについての製造  
上の改良、生産上の改良、販売上の保  
証というよりな点に欠ける点が非常に  
私は多いと思ひます。これらについて  
はしかるべき処置を緊急に私はとるよ  
うに考慮をいたしておるのでございま  
して、しかし、さればといふて、果汁  
を無制限に入れてよろしいというよう  
なことは考えておりませんから、基本  
的には今申し上げる以上に、自由化  
することが原則ではございません。農  
業に関する限り、私はどこの国でも同  
じだと思ひます。自由化することが本  
則じゃない。自由化しなければならぬ  
という立場じゃない。将来の日本農業  
を成長せしめる上において、この程度  
はよからう、この程度は刺激になつて  
よからう、この程度は守つていかなけ  
ればならぬだらうという点を誤りなく  
いくということが原則である。した  
がつて、米麦を初めとする穀類につ  
いては、これは絶対そういふことはい  
しませんといふことであります。

○青田源太郎君 非常に高邁な果樹政  
策を拝聴いたしまして感心しているの  
であります。ただ、私が尋ねることは、  
そういう意味でなしに、今、現実の問  
題として、果樹業者が非常に困つてお  
る。たださへ生産性の少ない農業に、  
さらに自由化によつて大きな圧力で困  
る、こういうことを訴えて、これに対  
する何か方法はないかといふことをお  
伺いするのであります。今後、こう  
いふ品質の問題をひとつ大いに研究し  
ていただきたい。さしたつての現実  
の農業者のひとつ苦しい立場、これの  
打開策について大臣はどんな考えを  
持つておられるかといふことを私はお  
尋ねしておる。

○国務大臣(河野一郎君) たゞえはミ  
カンの果汁について中国筋でやつてい  
らつしやる。組合でやつていらつしや  
る、こういうものについての金融であ  
るとか工場の整備であるとかいふこと  
については、いかようにも御協力申し  
上げます。私はそのとおりだと思ひま  
す。しかし、ただ、これを自由化する  
とかどうとかいふこととかいふ議論は、  
私は間違つて承つたのかもしれない  
が、このごろ、そういう議論がある。  
ところが、自由化することによつてな  
らば——お隣りに「明治」とか「森永」  
とかが、その他「日本麦酒」とかとい  
うような大資本と組合との関係はどう  
なるかといふことになりまして、それは  
もう大資本の圧迫を受けて組合の方が  
なかなかうまくいかぬといふことにな  
ると思ふ。さればといふて、大資本が  
悪いといふ私は考えを持っておりませ  
んけれども、持つておりませんけれど  
も、そういう点で、もし国内的問題

であるならば、いかようにも組合生  
産、もしくは、私はそういうことを奨  
励して参ることが、農業基本法の精神  
だと思つておりますから、これは私は  
いかようにも御協力申し上げ、金融そ  
の他の問題について御協力申し上げる  
ことは、当然なすべきことであると思  
ひます。

○青田源太郎君 時間が参りました  
が、そういうようなことで大体御意向  
がわかつたのであります。果樹振興に  
ついては格段の御配慮をお願い申し上  
げます。

○安田敏雄君 農林大臣に大体四点は  
かりお尋ねしたいのですが、大臣は今  
度、再度の大臣に就任したわけであり  
ますけれども、前の河野農政のときに  
は、新農村建設計画であるとかいふ  
ようなものが発表され、そうして全国  
的に各府県において実施せられてきて  
おるわけでありまして、そのときに  
は、よく国民の中には、当時の河野農  
政は安上がり農政であるとか、あるいは  
農村の上層部の大体三割ぐらいを対  
象に農政をやつておるのだといふよう  
な、非常に風当たりがあつたわけであ  
ります。そうして、ここ数年を経て今  
度新しく、池田内閣の実力者内閣の中  
の特に実力を買われて農林大臣になつ  
たわけでありまして、当時の農村の実情  
といふものは、相当今日の段階では大  
きく変わつておるわけでありまして、  
御承知のように、農業基本法もそのた  
めに作らなければならぬといふこと  
になつて大きく変わつておるわけであ  
ります。したがつて、あなたが今  
回、実力者であるといふ国民の高く評  
価する面におきますといふと、こう  
いふ農村の苦しい現在の実情を切り開

いていくためには、相当来年度以降に  
おけるところの農林予算関係が、漁業  
を含めて大幅に増加していくのじやな  
いかという期待を持つておるわけであ  
ります、実際のところが、そういう面  
から見まして、特に大臣も食糧につ  
いての河野構想というよりなものをい  
早く出して参りますし、まあ数年間問  
題になつておつた北海道のビートの工  
場等にも許可を与えたといふように、  
積極的に農政に取組むといふ考  
えがあるようでございますけれども、  
そういう点について今日、全体的に農  
村におけるいわゆる解決しなければな  
らないといふような主要な問題点があ  
らうかと思つてあります。そういう  
問題点について簡単にいひたいのでござ  
いますから、二、三点特徴のあるもの  
をひとつお考えになつておるとしま  
すならば、お示し願ひたい、こういうこ  
とをまずもつてお聞きしたいと思つて  
あります。

○国務大臣(河野一郎君) 御質問がど  
ういふことを期待していらつしやるの  
か、ちよつと私、お答えしにくござ  
いますから、そちらから。  
○安田敏雄君 ですから、あなたが大  
臣となつて、まあこれから農政をや  
つていく上において、今日の農村には  
いろいろ解決しなければならぬ問題が  
たくさんあるわけなんです。したがつ  
て、そういう中でも特にあなたが解決  
しなければならぬといふような主要  
な問題点は、どういふようにとらえて  
いるかといふことをお聞きしたいわけ  
なんです。

○国務大臣(河野一郎君) 昨日ごあい  
さつ申し上げたとおりであります。  
○安田敏雄君 昨日の所信表明を見ま

すといふと、まあこれからやりたいよ  
うなことがいろいろ羅列してあるわけ  
でございますが、やはりあの所信表明  
の中には、今日の農村における、その  
実際の、どうなつていゝかといふよう  
な一つの分析といふようなものが実際  
披露されておらぬ。ですから、私はそ  
ういふ立場に立つて、まあ大体の点を  
まずお示し願ひたい、こういうことを  
申し上げたわけなんですけれども、ま  
あこの点、ここではないかなか言いく  
い、長くなるので言いくいといふこ  
とになるならば、一応また後日、その  
点を明らかにしたいだけばいいと思  
ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 別に私はこ  
だわつて申すのじやございせんが、  
今農林省として一応予算の取りまとめ  
をいたして大蔵省へ要求中でございま  
す。これが通常国会の初めでございま  
すと、一応予算をきめて、これからこ  
ういふことをやるつもりでございます  
といふことをお話し申し上げることが  
できますけれども、今大蔵省との折衝  
の過程におきまして、しかも各省全体  
を見合せて、もしくは先般の予算総  
会でも問題になりましたように、日本  
の経済全体から見ても、どういふ予算を  
作るかといふ問題の決定もいたしてお  
らぬような段階でございます。した  
がつて、今ここで具体的な問題につ  
いてお話し申し上げにくいといふこと  
であります。

○安田敏雄君 それでは、特にこの際  
お願いしておきたいのは、大臣は相当  
実力者だといふことを世間的に言われ  
ているわけでありまして、したがつて、  
来年度の予算獲得とか、あるいは実際の  
政策を執行する上においては、閣議で

決定する際においても、相当強い発言力を持つてやっていたのだというところを、一般の国民は、特に農村は期待しているわけなんですから、ですからそのつもりでひとつがらばつてもいいというところを要望しておきます。

そこで、まあこの前の三十八国会で、御存じのように、農業基本法が制定されました。もちろん、この通過いたしました基本法は、私たち社会党の主張している農業基本法とは相違点があるわけでございますけれども、もちろん、この通過いたしました基本法を基軸として今後の農政を推進していくというところは了解できます。しかし、問題は、この資本主義経済の中にありましては、特に経済の動向というものが、あるいはそういう見通しというものが大きく食い違ひが生ずることが間々あるわけなんです。したがって、そういうようなものを勘定に入れますというところ、そういう経済の――まあ今景気がよいわけですから、逆調がはなはだしくきたときにおきましては、農村に及ぼす影響というものは非常に大きいわけなんです。そういう際に、そういう農村に及ぼす影響が、やはり基本法の精神ではどうしても運用し切れないうような段階に当面したときにおきましては、やはり基本法についてはある程度の修正点を加えるというようにすることも考慮されるわけでありませんか。この点についてはどういふようにお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(河野一郎君) 今お話を聞かされたことはございませぬが、基本法でございませぬから、その基本にまでそれが食い入ることはない。

ただ、自由主義経済でわれわれやっております上において、農村の動向を正確に把握して、そうしてそのいくべき方向、あるべき姿を基本法によってわれわれが考えていく、こういうことではございませぬから、それがそのときの波によって影響を受けず、受けまされども、その波とも勘案しつつ農村の繁栄を期する方向をわれわれ農村とともに相談してやっていく、こういうこととでございます。

○安田敏雄君 ところで、ちょうど私も前の国会で基本法を審議しておる当時の経済的な実情と、この前の国会が終わって、今日までの間にございまして、非常に日本の経済にも大きな変化がございとおるということは御存じのとおりであると思ひます。そういうようなことで、特に雇用問題は大きな関心を持たなければならぬ問題になつておる。農村におきましては、非常に労働力が不足しておるわけなんです。私どもこの夏、静岡県、愛知県、長野県等を視察いたしました。ほとんどどこでも、共同経営をやつておるところとか、あるいは協業とかいふことの組織で営農しておるところにおきましては、ほとんど労働力の底と金融問題について非常に苦しんでおるといふのが実情なんです。さらにそれに加えて、貿易の自由化に対処いたしまして、農産物の生産性を向上しなければならぬといふことで、熱意はありますけれども、問題は、金融の面で非常に苦しんでおる。こういうその実情が現実の農村の実情ではないかと思ひます。そういう中で、問題は、政府の基本法にある構造改善の問題としては、政府では家族農業経営と自立経営

の育成ということをやまず主眼点として取り上げておるわけなんです。そういうようなその主眼点として取り上げた問題が、実際の経済の農村に及ぼす影響の中では、共同経営というところが農民の自主的な考え方として現実に行なわれておるという段階に立ち至つておるわけなんです。そういうような点を私どもが把握いたしましたときに、いわゆる構造改善の問題を、単に家族経営というふうなワグの中で問題を考えるというよりも、農業全体の発展の中で考えるべき問題だ、こういうふうに私は考えておるわけなんですけれども、その点についてのお考え方があつたらお示し願ひたい。

○国務大臣(河野一郎君) 何も、とらわれて、こだわつて考えておられませぬ。計画はいずれも地方の実情に即して、地方の方々の構想を十分に生かして、それを全国的に配分についてはむしろ指示はいたしません。

○安田敏雄君 ただ、私どもが基本法を審議する際におきましては、これはそれ以前の総選挙のときからいいたしまして、この構造改善の、家族経営を中心にしていくとかいふことは、今後の農政上の大きな問題点だつたわけなんです。河野さんあなたは……その当時はまあ大臣は周東大臣だつたときですかね。ですから、そういうような非常に相違点があつたわけなんです。現在に相違点があるわけなんです。共同経営のほうへ発展していくわけなんです。したがって、その共同経営の実際の認識の上に立つならば、そういう共同経営について、もっと積極的な指導をし

ていかなければならぬところの責任が政府に出てくるのではないかと。私は私どもは判断しておるわけなんです。単に基本法にうたわれておる協業の助長というふうな、きわめて消極的な抽象的なあり方では、今日の農村の実情から非常にずれた考え方になるわけなんです。そういう点からいって、共同経営が農民の自主的な組織であるし、また、大臣がただいまおっしゃつたように、それが自主的なものについては、われわれ決して阻害しないという考え方を持たなければ、積極的に共同経営に対するところのいわゆる具体的な方策を立てて、そしてこれを予算のもとに裏づけて、そしてその実行について行政的な指導をしていく、こういうふうな積極的な姿にならなければならぬと思ひます。そういう意味では私はお聞きしたわけなんです。でございます。

○国務大臣(河野一郎君) 安田さん、共同経営をばかにやましくおっしゃいますけれども、わが国の農業の将来は、そんなに共同化経営がされるでしようか。現に、今多く期待を持っておられる畜産、ソ連のホルホーズの畜産というものはどういふものでしょう。あれだけ政府が指導して、あれだけがつちり、全く共同計算、共同経営というホルホーズの一体酪農というものは、失敗しているではありませんか。私、現に行つて見て参りました。能率上がつておりません。しかも、一つも共同の実績はございせん。ただ、同じホルホーズの中に牛舎を作つて係員がおつて、こういうえさをくれという伝票を回して、えさをくれる。数十頭に一人の係がおるだけあります。共同

でも何でもありません。これがソ連のホルホーズの畜産であります。それは私は畜産の共同化とは考えない。わが日本の農業なら、酪農を取り入れる場合には私はそういうものではないと思ひます。農業の種類によつては、私はそれを決して否定するものではない。私は農業の種類もしくは農業の年々れた条件によつては、立地条件によつては共同がいい場合もありましよう。さればといつて、共同が適さない場合もありましよう。だから、これはこだわつて考えるべき問題ではないと申し上げたわけでありませぬ。

○安田敏雄君 大臣は今、ホルホーズの例を引き出して、数十頭を一人で管理してえさくれしておるから、これは共同経営ではないといふことをおっしゃつておられますが、そういう事例は日本にも国内にもあるわけなんです。みんな共同の出資をして、飼料買ひにも共同で買つて、しかし数十頭を一人が、だれか雇つて管理させるといふことは、これは一つのりつぱな共同団体なんです。だから、飼育している、畜産をしていく実態、そういう表面的なものだけを見て、これは共同経営ではないといふきめつけ方では私はならぬと思ひます。実際農村におきましては、現実といたしましては労働力が不足して困つておる。今日ではちょっと耕地面積が広い所に行きますれば、みんなヘリコプターで共同で消毒するし、あるいは果樹等の場合におきましては消毒におきましてはみんなそういう方向をたどつてきておる。特に、農村におきましては資金的に恵まれないために、機械の共同購入もみんなするような状態に発展してきているわけだ。特に労働力の

不足によつてよいにせういふような問題が現実の進行過程として出てきてゐるわけだ。決して私は共同経営にとらわれているわけではない。そういう実態があるので、各経営の眞の方向とは、少しく前進したといふか、そういう別の形態といふか、そういう実態が進んでゐる。ですから、これを単なる協業の助長といふ基本法の消極的な態度であつては私は政治といふものはならぬ。もっとこれを前進的な考え方にして、積極的にこれを進めていく。そういう具体的な方策を一つ立てて、その中で予算化もし、共同、指導もしていくといふ、こういう農政の態度でなければならぬといふことで実はお聞きしてゐる。

○国務大臣(河野一郎君) 昨日も申し上げましたように、私は今後の農村に共同力の発揮といふことは絶対必要である。資本主義経済の中で農村のような零細企業、零細資本でやつて参るものはいかに不利益であるかといふことは十分考へなければならぬ。したがつて、できるだけ農村の共同力によつて経営を拡大し、もしくは力を大きくしていくことは必要である。この点は十分私は認めてゐるわけでございます。それはそのとおりでございますが、さて実際の経営の問題になりますと、今おっしゃるとおり、トラクターを共同で買おうと何を共同でやろうと、それはもちろんやらにやります。しかし、それはそういう方向で指導しなければなりません。しかし、実際の生産の面に入つて、盛り上がる共同力を政府は指導するといふことでなければならぬのであつて、こちらから押しつけた共同といふものは私は実らない

と、こう思いますので、決して輕視はいたしませんけれども、その組織を押しつけるという格好は適當でない、こゝう申し上げておるのであります。

○安田敏雄君 私は、その共同そのものを上から押しつけるとか何とかいふ問題じゃなくして、今日の農村の実情がそういうような私の述べたような実態になつてきてゐるわけなんです。特に農村へいけば三男のものはほとんどいなくなつて、みな工業地帯のほうへ就労してゐるわけなんです。そういうようなことで、残つた人たちは勢い労働力をカパーするためには高度のいわゆる営農を考へていかなければならぬといふことで、共同の実態といふものがどこのところへ芽ばえてきておる。現に進行してゐる。ですから、それを農政の中から見過ごしてはならぬ、もっと積極的に具体的な方策を立てて指導していくことが適切ではないかといふことを申し上げてゐるわけでございますし、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にお伺ひしたいわけでございますが、いわゆる河野構想といふようなものが発表されて以来といふもの、非常に國民の関心を集めておられるわけでございますが、この基本法を作る前に農林省に基本問題の調査会といふものがありました。その答申を見るといふと、米の価格と管理といふ問題につきましてこう言つてゐるわけですが、結論は、最終の、近年の食糧事情と今後の米の需給見通しから見て、現行の食糧制度に対して根本的な検討を加へることが必要である段階に入つてゐる、こゝう答申してゐるわけでございます。そこで、こゝういふような答申が

ありますけれども、その基本法の前提である調査会のこの答申は、今度発表いたしましたあなたのいわゆる河野構想といふものとは全然無関係であるのか、関係がないのか、あるいはあなたの構想はこの答申を尊重してゐるのか、こゝういふような点についてひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 無関係でございます。

○安田敏雄君 そこで、まあ池田首相はいろいろ新聞であるとか国会の答弁でも再三にわたつて、池田内閣が統制米の統制は廃止しない、あくまで食糧制度の根幹は堅持するといふことを言明しておられますけれども、これは基本問題の調査会の答申とは相当食い違ひがあるように思われるわけですが、こゝういふ点についてはどういふようなお考えを持つておられますか。

○国務大臣(河野一郎君) 要するに、どういふ趣旨で答申なさつたか知りませんが、私はわが國の農業の現状にかんがみまして保護農政を強く進めていく必要がある。保護農政を続けて参りますには、現在の生産者価格、消費者価格といふもので米に關する限りやつて参る必要がある、こゝう考へております。

○安田敏雄君 農業基本法は、この調査会の答申を十分に尊重されて、それが根幹となつて私は作られてゐるところに思ひます。特にこゝういふところから価格の決定についても基本問題調査会の答申を尊重してゐるに思ひます。ですから、あなたが今後基本法を基軸として農政を推進していくといふならば、当然この基本問題調査会の答申といふものは池田内閣のもと

においては尊重されなければならぬといふようにわれわれは率直に受け取らざるを得ない。ところが、基本問題調査会の答申とあなたの今後の農政のあり方とは、これは別個だといふことになりまして、これは一体基本法といふものはどういふような立場に立つかといふことを考へましたときに、どこか矛盾がありはしないかといふように思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、農林大臣として基本法の精神を基軸にして農政をやつて参る。基本問題調査会の答申は、私は今申し上げたとおり基本法の精神といふものが大事である。その中の一節である米については研究を要するといふような御注意なのであります。その御注意は御注意でございますが、その御注意は御注意でございますが、食糧に規定いたしております決定は、食糧に規定いたしておりますその規定によつて米価を決定し、そして保護農政を続けていくことが必要であるといふ立場に立つていくことが基本法の実施に忠実のゆゑんである、こゝう考へておるわけでありまして。

○安田敏雄君 この点はこの辺にしておきましよう。

そこでお聞きするわけですが、いわゆる河野構想に対して、その後発表直後だといふ問題点がありました。そのうち矢つぎばやに農林省当局はこれを裏づけて、米穀の管理制度の運営の弾力的改善とその根幹の堅持に關する構想といふものを発表いたしました。この一つの構想の中に、弾力的改善と根幹の堅持といふ問題がある。改善といふ言葉が使われておるわけなんです。一方その管理制度を将来改善していくといふ方向にねらいがあるのか、あくまでも堅持していくといふ方向にねらいがあるのか、具体的に率直に私はこの点を明らかにされたほうがいいと思ひますが、ただ、これだけでは非常に國民の中では迷つておるわけなんです。この字句を見ますと、こゝういふ点について御説明願ひたい。

○国務大臣(河野一郎君) その見出しの中に、本文として書いてあります。おりに、食糧の基本的な問題でありまして農政の基本になる生産者価格を堅持し、また農村の要求にこたへて無制限に買入れする、米価を維持するといふその基本を堅持しつつ、たゞたびたび申し上げるとおりに、農民の希望によつて販売する、自由に販売してよろしい、今までに政府に売らなければならぬとなつておつたものを弾力的に改善して参るといふことでござい

○安田敏雄君 きつち北村委員から質問されたわけなんです。こゝういふと、食糧制度の将来を展望したときに、これとどういふような関係になつて発展していくかといふことですが、あなたの構想が食糧の制度の将来とどういふようなつながりを持つて運営されていくのかといふことが問題点になるわけなんですけれども、こゝういふ点はどうですか。

○国務大臣(河野一郎君) それは今まではやみ米にもいろいろ変遷がありました。御承知のとおり、足りなくて絶対買わなければならぬといふことで、非常に強力な要請があつてやみ米が生まれてきた。一方にはまた別途の意味において売り方も出てきた。それは政府も取り締まつておつた。その段階にお

けるやみ米というものもあつた。それがだんだん食糧事情がゆるくなつてきた。そこで、やみ米自身も、取り締まり方法も、またやみ米を売るほうも買ほうも、事情が変わつてきた。変遷があります。その変遷が、今の段階に於いて、自由米といふやからうといふ認識を持つて自由米といふことを今言うておるわけでありませう。したがつて、やみ米が自由米になり、自由米が今後生産者米と消費者米のきめ方によつてはさらに変遷していくだらう。ただし根幹は変えませんと、こう申し上げておるわけでありませう。

○安田敏雄君 まあこの問題についてはこの辺にしておきますけれども、これはまたいづれ委員会等で質問することにしたしまして、再三大臣が触れておられますやみ米を自由米に乗せるという問題ですがね、今日の配給機構についてあなた矛盾を感じられておるんですか。

○国務大臣(河野一郎君) 今日の配給機構についても改善すべき点が多々あるという気がいたしておられます。○安田敏雄君 今日配給を辞退するといふことはどういふことに基因しておるのか。配給を辞退する思想が国民の中に非常にふえてきておる。三分の一にもなつておるというのをよくいわれますけれども、そういう原因はどこから出てきておるんですか。

○国務大臣(河野一郎君) 今の登録制度、通帳、そして米屋からもらつてくるといふようなことをしなくとも、米は十分にあるのだから、まあ別に値段もやみと配給の値段の差額も大して多くない、その程度なら、きのうもどなたかからお話がありましたけれども、別に配給米、やみ米と言わずに、米屋さん、米を届けろ、という程度のルーズな気持ちになつてきたことが一番これは大きな原因でしよう。もちろんほかの問題もありましようが、そういうものが比較的ふえてきたのが原因であらうと思つておられます。

○安田敏雄君 私は、まあ故郷のほうにおりました。あるいはよそへ行きました。大体みんな聞くわけなんですけれども、配給米といふものは非常に悪いんです。十円か二十円よけい出しますと、自由米、いわゆるやみ米が入るわけです。御存じのように、下層階級は、悪い米を食うと副食物がかさむ、経済生活にたえられないといふ結果が出てくる。だから、一升について十円くらいよけい出しても、良質の米ならば、すなわちやみ米ならば、これは今警察に別に怒られるわけではないから、だからそれを買つたほうが、そのなればお新香でもお茶漬でも食えるわけ、ですから勢い自由米へ行き、配給米を辞退するといふ結果が出てくる。これは下のほうへ行つて、低額所得層のほうにすつと入つて聞けば、一致した答えが出てくるわけなんです。ですから、配給機構を改善しなければならぬといふことをあなたに言明する以上は、現在の配給機構の中に矛盾があるわけなんです。ですから、従来と同じ値段でもう少し良質の米を配給するようにしていけば、いわゆる問題はもつと新しい角度から、私は生産と配給といふ問題がもつと正しく考えられてくるんじゃないかと思う。今日の自由米とか配給米とかいろいろ問題点を起こしておる問題は、確かにそこに一つの矛盾があるわけなんです。誤り

がある。ですから、そういう配給機構が不備があつて、しかも配給米は現実に悪い。悪いといふこの前提が今日の状態をよくなる方法については何かお考えにならぬのですか。

○国務大臣(河野一郎君) これは程度の問題でございまして、配給米は悪いといふ悪いものもありましようが、全部悪いとは思ひません。しかし、中間経費を幾らかけてもよろしい。これも程度があらうと思つておられます。もつとも中間経費を——昨日も御指摘がありましたように、米の積み方も古いものを上へ積み、新しいものを下へ積み、いくとか、あるいは米屋へ渡す場合も軟質米、硬質米、適量な分量をやるかといふような、運賃、経費をもつとかけるといふような点を考慮しますれば、私はもつと完全にいくと思ひます。日本全体の米を、今までやつておつたのですから、今までどおりどなたか食べておられるから、まずいまずいと言われるはずはないと思ひます。だが、そういう点においては改善するに中間経費が非常にたくさんでくる。ですから、そういう点は、中間経費よりも、質よりも量という点でやつておつたから、それを質に切りかえていくと中間経費がかかってくる。それだけ国家負担をかけてやるべきかどうかといふ問題になつてくると思ひます。

○安田敏雄君 それでは、話を交えて、外米の輸入の問題についてお聞きしたいと思ひますが、実は去る九月二十九日の参議院本会議で、わが党の小林幸平議員の外米輸入の質問に対し

まして、池田総理は、東南アジアへ行つても外米を輸入するといふことは約束してこない、こゝういふように答えておる。その後あなたが答弁に立たれたとして、外米輸入の問題につきましては答弁がなかったが、その後また再度答弁をいたしましたときにも、首相と同様に、外米は今日の日本の八千万石を基調にすれば十分間に合うといふ見解に立つて、考へておりませう、こゝういふ答弁をしておるわけなんです。そのとおりでよろしうございませうか。

○国務大臣(河野一郎君) 国内の食糧操作の上から参りまして、私は外米が入り用であるといふような段階では現在にたてまいと思つておられます。○安田敏雄君 この点は、誤解があるから、私はお聞きするわけですが、さうしますと、あなたが就任された当時、八月三十日に農林水産委員会が開かれました。この際、亀田理事の質問にあなたも答へまして、需給事情は内地米と麦と外米との関係を考慮に入れていくのだ、しかも今後の政治は日本だけではない、昔の戦時時代における共栄圏ではないけれども、アジア全体を考慮して政治をやつていくんだ、こゝういふようなことを聞きますといふと、やはりアジア全体といふような問題を考えますといふと、東南アジアのあつた生産関係を見ますといふと、当然われわれは日本の国は外交上あるいは通商上この外米を輸入しなければならぬ、国内に幾らだついてもしなればならぬといふところに迫り込まれていくのではないか、こゝういふように判断ができるわけなんです。さうしますといふと、外米は東南アジアへ行つても約束してこない、こゝういふ首

相が言明されておるといふようなこと、すいぶん食い違ひがあるわけなんです。こゝういふ点を明らかにしたいだきたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 亀田さんには大局の御返事を私は申し上げたわけですが、詳細に当面の問題を申し上げますと、発表したいと思ひますけれども、今年下期の外貨予算がこの間決定をいたしました。この決定の中にも米引き当ての外貨はたしか一千万ドル。初めは農林省としては必要ないといふつもりでございましたが、台湾米との関係におきまして必要が起るかもしれませうから予算を組んでおこう、詳細に私は申し上げます、率直にそのまゝ申し上げます、こゝういふ程度でございまして、今、総理が東南アジアへいらしたからといふて、さういふことは絶対でございませう。さういふ資金の引き当ても実は考へていないくらいでございします。これは当面の問題でございします。

○安田敏雄君 さうしますといふと、外米は輸入しないといふことはないわけであつて、来年になりましていろいろ外交上あるいは通商上あるいはまた日本の必要とする工業用の原料として、外米を輸入するといふことはあり得るといふように解していいわけですか。

○国務大臣(河野一郎君) 今年の作柄から見まして、国内の食糧事情は、来年度は外米を必要としなくてよろしいといふ計算をいたしておられます。ただし、今お話しのように、来年と申しまして、来年の下期になりますれば、またこれは国内の生産事情がどういふようになるかわかりませんが、それは

また別でございませう。今さしあたり外貨予算につきましては、今のような方針をとっております。

○安田敏雄君 私は政治の広い分野についてはよくわからないわけですが、東南アジアへ行っても約束はつけてこないという首相の言明です。あるいはあなたの、国内の需給が十分かなえるから現在のところは輸入しない、こういう方針をとるとするならば、来年のいわゆる輸入食糧管理勘定ですが、今年一千六十二億余残っておるわけですが、当然このうち経常費が大幅に来年度予算措置の中から省けていく、こういうふうに受け取らざるを得ないわけですから、そういうような立場に立つてこの点を明確にしていたきたい。もし、来年輸入をするというよりな状態がくるというならば、そういう計画はできるだけ早く発表したいほうがいいと思います。ああいう本会議の答弁は新聞にははつきり載るわけだし、報道もされますから、国民はあなたや首相のそのことを信じて外米は輸入しなくて済むんだというふうな感じに立つわけですが、したがって、そういうような外米を輸入するというならば、やはりそういう問題について早急に計画を発表されていたほうがいいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) 今、私が打ち割って申し上げましたとおりでございまして、下期の外貨予算には米の外貨予算は台湾米について予備的にあるだけでございませう。輸入しようと考えておりません。外貨予算は持つておりませんが、これは実情でございませう。したがって、今お話しのように、本会議で総理もお前もあいうことを言った

けれども、そんなことは直せと言われども、直す必要はないのでございませう。ただ私の申しますのは、来年の下期になりまして、急激な作柄の変化等がくればこれはまた別でございませう。ことしの作柄で、今四千二、三百万石は買らざる、八千四、五百万石は米はとれるだろうというこの秋の作柄を見ますれば、外貨予算としては外米輸入の予算は必要としない、こういうことなんです。ただし、今申し上げましたとおり、台湾については輸出入のバランス等の関係でパナマばかり入れるわけにも参りませんから、そこで米等を一部入れる場合があるかもしれない。その予備的に外貨予算をとってある。それ以外のことは考えておりませう。

○安田敏雄君 じゃ、米の問題についてはこのままにしておきます。貿易の自由化と青果物の関係につきましては青田委員のほうから質問がありましたから、私のほうは省略しておきますが、たださつき良質のものを多量に生産して、対処していくように指導すればいいのだというふうな話がありました。実際貿易の自由化によって政府が立てている対策、たとえば関税をどのくらい引き上げていくとか、あるいは海外のそういう青果物のいわゆる市況の状況を調査する機関を設けるとか、あるいはまた輸入制限を、何というのですか、自動割当の方法をとっていくとか、こういういろいろな方法がある。あるいは国内的にいうのは農業技術あるいはその他の改良指導する方法があるだろうが、そういうような具体的な問題をおそらく先生は要求しただろうと思うのですが、

そういう答弁がなかったわけではございませうけれども、貿易の自由化については、農林省はそういうふうな、いわゆる生産上の問題でなくて、やはり政治上の問題としてこれを対策を立てていくことが適切ではないか、こういうふうに思っているわけではございませう。

○国務大臣(河野一郎君) 御注意の点は十分考えまして、現に私も考えております。なおよく注意してやつて参ります。

○安田敏雄君 時間がないようですから最後に一点お聞きしますけれども、実はこの夏の終わりに山梨県の北富士における演習場問題がありまして、この演習場問題がいろいろに紛糾する原因の一つとしては、演習場の返還であるとか、返還でないとかいうような問題もありましたけれども、一つは従来調達庁を通じて、実害に対して支払われた林野雑産物に対する補償の問題でございませうが、これがまあ適切でないというところ、この大きな問題があるわけなんです。そこで、現在の演習場におけるところのこういう被害は、たとえば土地の借り上げ料にいたしましても、あるいは漁業の実害にいたしましても、あるいはこういう林野雑産物の補償額にいたしまして、算定した額から二割切っていくという、こういう方針を調達庁は出しているわけなんです。ところが、調達庁はこの方針を出す前に、農林省と大蔵省へ合議しているわけなんです。ですから、こういう被害額に対して、二割切るといふことが非常に不当だということになっていくわけなんです。いやしくも国の行為によって、そして政府の行為によってこころむった国民の被害というのについては、政府がその完全補償をするという建前をとらなければいかぬと思うのです。ところが、政府の行なう補償というものは、こういう現実には発生した損害を、過大に、あるいはまた過小に陥らないように完全に行なうべきだというふうな方針を出しているわけなんです。ですから、農林省が調達庁から合議されたというふうな場合におきましては、もちろんその農民の生活を擁護する、たとえば新憲法の面からいって、特に大臣はその国民の権利と、そういう財産を守っていくかなければならぬ、いわゆる忠実な為政者としての立場から、こういう調達庁の不当な、二割切るといふような問題については、やはり農林省当局が合議を受けるのですから、そういう中でむしろ農林省のほうからこれは不当じゃないかというふうな立場で、もっと二割切るとはいけないというふうな立場を一つ堅持して私は調達庁当局へも懲懲していただきたい、こういうことなんではないかと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 私その点はつまびらかにいたしておりました。今、係からメモをもらいましたけれども、メモで答弁してまたかえって間違らうと思ひます。よく係とその点につきましては勉強いたします。

○安田敏雄君 これは農林大臣、基地問題における一つの重要な解決なんです。ですから、二割切ったというところで農民は非常に不満を持つておる。ですから、そういう少ない補償では一面には返還をしてくれ、こういうふうな

いわれる反射的なことにも感情上なりかねないわけなんです。ですから、そういう点を考慮するならば、政府がむしろ農林省当局のほうから調達庁に向かつてこれは直していきなさい、こういう態度で今後の基地問題を一つ扱っていただきたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 今、安田さんの御意見には事務当局には考えが別にあるようではございませうけれども、よく私は理解しかねますので、よく勉強いたしまして別の機会に御答弁いたします。

○安田敏雄君 それからもう一つの問題として、この演習場をめぐる国有地すなわち官有地に対する入会権の問題が出てくるわけなんです。政府は大正四年の、長野県のおわば官有地、民有地の区分の際に起きた大正四年三月十六日の判例をたてに、官有地には入会権がないというのを主張しておるわけなんです。ところが、それは旧憲法の時代であって、今日では下級審において、最近の千葉あるいは青森の下級審においては国有地には入会権があるという規定が下されておる。いわゆる変わってきつておる。新憲法下においてははいわゆる国有地に対する国有財産のあり方と私有財産の尊重という点において旧憲法の時代とは格段の差があるわけなんです。したがって大正四年の判例にいつまでもとらわれるというところなく、もう一歩前進した考え方を持って今後入会権について研究していく必要があるんじゃないか。特に最近入会権を研究しておる学者というものとはほとんど国有地に入会権があるということを、しかも、大正四年の長

野稟の判例は誤りであるということをこれは認めておるわけです。そういう段階にきてまだ二府政府がそういう古い考え方でいるということとは私はちよつと解せない。ですから、そういう考え方の中にもやはりものと前進した考え方でもって問題を研究していくという態度が必要ではないかと思うのです。特に私はこの北富士問題について調達庁長官あるいは防衛庁長官にこの点をお伺いすれば、これは農林省当局がそういう見解をとっておるということを言明しておるわけです。ですから、あえてこの際申し上げるわけでもないかもしれませんが、一つよろしく御研究願いたいと思います。

○龜田得治君　ちよつと関連して一点だけ。河野方式につきましていろいろ御質疑があったわけですが、ちよつと私が八月三十一日に御質問を申し上げたことの中で、それは一つよく検討してみようと農林大臣がおっしゃった点があるわけですが、その点についてだれかちよつと確かめてみたいと思います。が、現在であれば、約一千万石のやみ米がある、これをどうするか、これを何とかしなければならぬということ、これは私たちもそう思います。その処理の仕方につきまして、生産者側並びに消費者側にもおのおの問題がある。それを自由米にする、現在の状態をそのまま認めていく、大体、そういうことの前に検討すべき点があるんじゃないかという立場からお尋ねしたはずです。繰り返すようなことになりましたが、やはり特別にいい米があれば一般の等級の上にプラス・アルファをつける、このつけ方は、たいへんむずかしいと私は思ひます。またこの配給面

でも確かにこれは問題があるわけですが、実際に農民が米を政府に売る、それがそのままの形で末端に流れておらないということも、これは、たとえ政府から、配給業者が買い取った米であつてもそれがいい物であれば、これはやみだと称して、そう言うだけで高く売れるわけです。ところが、そういうことを行政上どうして押えるかということになれば、なかなかむずかしい点があろうと思う、あろうと思います。が、検討の余地は十分あるわけです。で、もしそういうやり方でこの約一千万石といわれるものが、たとえ五割でも六割でもルートに乗れば、私はあと多少の違反があつてもそれをいといふわけではありませんが、それほどこうやかましく言う必要もなからうと思ふ。だから、まず何かそういうこまかい点を検討してほしい。おそらくそれは費用がかかるでしょう、これは。しかし、お互いに消費者の口もえてくる、いろいろなことで当然かかる費用です。それから、かかり過ぎるということと節約であれば、もつとほかのことで節約すべきです。生産者側にとつてもいい、消費者にとつてもためになる、そのことのために実際にこうきめこまかくいろいろなことをやれば経費がかかるといふならば、これは必要な経費だと思ふ。だから、そういうふうにやれば、現在の中間経費がどれだけ一体ふくれるのか、そういうことをやはりこまかく検討してみることがあると思ふ。私たちの聞くところでは、現在の中間経費は高いといひますけれども、戦前の自由な時代よりは安い、中間経費は少ない、こういうふうに私たちは聞かされている。だから、安い上にさ

らに安いにこしたことはないわけですが、そういう状態ですから、多少私はこれが経費がふくれてきても仕方があるわけである、こう考えるわけです。大臣は三十一日、それに対して、ともかく御意見として十分勉強してみようという意味のことを言われたわけですが、ずっとそれから河野構想についていろいろ論議が起きているわけですが、そこら辺の研究といえますが、検討をどの程度並行していただいておるものかどうか、もしまとまった結論等が得られているのであればお聞かせしてほしい。もうそれはとてもちよつとやってみたけれども、だめだということのか、それはなかなかこまかい問題で検討自身に相当かかるといふことなんでしょうか。

**○国務大臣(河野一郎君)** 私はこれまで申し上げましたように、私はこれまでもお話し上げたことが最終的にその中でまあいいという考えを固めているわけではないわけでございまして、いよいよ成果を得て国会に提案をするといふときまでにはいろいろな方面からいろいろの御意見を承り、その御意見をもとめたい、こう考えているわけでございます。したがって、今私はどう考えておりますということをもうばら申し上げておりますけれども、その間に各方面から何う御意見等は十分これを検討していただくしていきたい、こう思っております。たとえば今、亀田さんのお話も前回も伺いましたし、今も伺っておりませんが、たとえば酒米のごときは、別の価格で売っておるわけでありま

す。それを今回の生産者価格引き上げ

にあつて酒米は上げるか上げないか  
というところで今問題になつておりま  
す。そういつたようなことが現にある  
わけでございますから、それを今後  
今、亀田さんおっしゃるようにしたら  
ばどういふふうになるか、たばこに例  
をとつてみしても、同じたばこを同  
じ値段で売つておるわけじゃないとい  
うこともないことはないが、それをし  
た場合に、一体どうなるかというよう  
なことも十分検討の余地があるかと考  
えましたから、十分検討いたしますと  
答へ申し上げたのですが、結論として  
は私は一応の目安を通常国会というふ  
うに考えておりますので、それまで  
各方面からいろいろな御意見を拝聴し  
て、そして最終的な決定をするときに  
十分御参考にしたい、こう思つてお  
るので、そういう御答弁を申し上げて  
おるし、現在の私の心境はそういう心  
境でございます。

○委員長(仲原善一君) 以上をもちまして農林水産基本政策に關する件についで、の農林大臣に対する質疑は全部終了いたしました。本件についてはこの程度にいたします。

○委員長(仲原善一君) 次に、家畜取引法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)本院先議を議題といたします。

本案は去る九月二十五日本委員会に付託されました。まず、提案理由の説  
明を求めます。

○政府委員(中野文門君) ただいま議題となりました家畜取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

近年、国民生活水準の向上に伴い、畜産物に対する需要の増大は著しいも

のがあり、かつ、農業経営の改善向上のため家畜家禽の飼養増加の要請も強いものがありまして、これらに対応し、農家の家畜飼養頭数も著しく増加し、昭和三十六年二月現在では、戦前の水準に比べこれを大きく上回り、和牛では一倍半、乳牛では五倍、豚では三倍に達しており、畜産が今後における農業の最も成長し得る部門としてその発展を期待されておりますことは御承知のとおりであります。しかしながら、家畜の取引過程につきましては、逐次改善を見つありますが、なお近代化合理化を要する問題が数多くありまして今後飛躍的な畜産の発展及び国民食生活の格段の向上を期する上におきまして、家畜の取引過程を早急に整備改善することがきわめて重要であると考へられるのであります。

政府におきまして、二、三年来家畜取引の改善対策に關しまして学識経験者の意見を取り入れつつ総合的に検討を加えて参つたのであります。家畜商の地位の向上、家畜市場の整備確立、生産者団体の共同事業の推進及び家畜の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることが必要であるとの一応の結論に達するに至りましたので、家畜取引の実情に即しつつ積極的にその改善のための方策を講ずることとし、他の関連する諸措置を講ずることとしたしますとともに、今回家畜取引法に所要の改正を加えることとしたのであります。

現在、家畜の取引及び価格形成は、全国約千四百の家畜市場において行なわれる家畜取引によって大きく影響されておりました、これらの家畜市場につきましては、現行家畜取引法により

まして登録制度を採用し、産地家畜市場の再編整備を期しますとともに、家畜市場における取引及び価格形成の公正かつ適切をはかるため、取引方法、代金決済方法等につき必要な規制を加えていくところであります。しかしながら、同法制度後の状況を見ますと、産地家畜市場の再編整備のみでは必ずしも所期の効果を上げ得ないことや、せり売り、または入札の方法による売買が現在の家畜市場の整備の状況等から見て必ずしも適正円滑に行なわれないことがありまうので、あらためて必要な規定の整備を行ない家畜取引の改善をはかることとしたわけでありまう。このような趣旨から、政府といたしましては、家畜取引法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。審議未了となりまうので、今回これと同一の内容のこの法律案を提出した次第であります。

改正の主要点は三点でありまして、まず第一に家畜市場の再編整備につきまうして、その対象を産地における家畜市場から集散地における家畜市場にまで広げまうして、この対象を地域家畜市場といたしますとともに、都道府県知事が、特に整備する必要があると認められる地域の家畜市場の開設者に対しまうして、再編整備を行なうべき旨の勧告をすることができるようにしたこととあります。第二として家畜市場における家畜の売買方法について、従来どおりせり売り、入札を原則といたしますとともに、市場設備の整備状況に即応して公開かつ競争的な方法で価格形成の適正を期し得る限り他の取引方法を認める場合を拡充し、かつ、この場合には一定の条件を付することがで

きることをしたことであります。また、この法律の規定に違反して家畜市場における売買を行なつた家畜取引業者に対して都道府県知事がその家畜市場における業務の停止を命ずることができるところとしました。第三に、家畜取引業者は、家畜市場の開場日及びその前後の日に家畜市場周辺の一定の場所を原則として家畜取引を行なつてはならないこととしたことであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○委員長(仲原善一君) 以上で提案理由の説明を終わりました。本案については、本日はこの程度といたします。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十六分散会

十月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

大及及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、農業生産の選択的拡大に資するとともに、大麦及びはだか麦の生産及び流通の合理化に寄与するため、当分の間、大麦及びはだか麦につき、政府が必要なる助成措置を講じてその生産及び用途の転換を促進し、あわせてその政府買入れについて食糧管

理法(昭和十七年法律第四十号)に所要の特例を設けることを目的とする。

(需要の見通し等の公表)

第二条 農林大臣は、毎年、七月三十一日までに、大麦及びはだか麦の生産及び需給の事情の推移並びに需要の見通しを公表しなければならない。

(麦作転換方針)

第三条 農林大臣は、毎年、八月十日までに、前条の需要の見通しに基づき、翌年度の大麦及びはだか麦につき、その生産及び用途の転換に関する方針(以下「麦作転換方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、麦作転換方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、都道府県知事の意見及び農業団体の意見を聞かなければならない。

(都道府県麦作転換計画)

第四条 都道府県知事は、毎年、八月三十一日までに、麦作転換方針に即して、都道府県における大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に関する計画(以下「都道府県麦作転換計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県麦作転換計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、市町村長の意見及び農業団体の意見を聞かなければならない。

(市町村麦作転換計画)

第五条 市町村長は、毎年、九月三十日までに、都道府県麦作転換計画に即して、市町村における大麦

及びはだか麦の生産及び用途の転換に関する計画(以下「市町村麦作転換計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 市町村長は、市町村麦作転換計画を定めようとするときは、農業委員会の意見及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

(政府への売渡数量の申出)

第六条 大麦又ははだか麦の生産者(以下単に「生産者」という。)でその生産に係る大麦又ははだか麦を政府に売り渡そうとするものは、毎年、翌年度の大麦又ははだか麦で政府に売り渡そうとするものの数量を、おおむね作付時期前の期間で政令で定める期間内に、その住所を管轄する市町村長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により申出をすることができない大麦又ははだか麦の数量は、その申出をする生産者がその申出に係る年度の大麦又ははだか麦の前年産の大麦又ははだか麦について次条第一項の規定により通知を受けた政府買入限度数量(第八条第二項の規定による増加の決定があつた場合には、その増加後の数量)を限度とする。ただし、災害によりその申出に係る年度の大麦又ははだか麦の前年産の大麦又ははだか麦につき生産を休止したためその前年産の大麦又ははだか麦について前項の規定による申出をしなかつた場合その他政令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

(政府買入限度数量の決定及び通知)

第七条 市町村長は、生産者から前条第一項の規定による申出を受けたときは、同項の期間満了後二週間以内に、農林省令で定めるところにより、市町村麦作転換計画、当該生産者の大麦又ははだか麦の生産事情及び販売事情、当該市町村の区域内に住所を有する他の生産者から同項の規定による申出のあつた大麦又ははだか麦の数量等を勘案して、当該申出に係る数量が多すぎると認められる場合を除いて当該申出に係る数量を、多すぎると認められる場合に限りその多すぎると認められる数量に同じて当該申出に係る数量より少ない数量を政府買入限度数量として定め、これを文書をもつて当該生産者に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により前条第一項の規定による申出に係る数量より少ない数量を政府買入限度数量として定めようとするときは、農業委員会の意見及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による通知をしたときは、その通知をした日から起算して五日以内に、その通知に係る政府買入限度数量を公表するとともに、当該政府買入限度数量を都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに当該通知に係る政府買入限度

數量を農林大臣に通知しなければならぬ。

(政府買入限度数量について不服がある場合の措置)

第八条 前条第一項の規定により第六條第一項の規定による申出に係る数量より少ない数量を政府買入限度数量として通知された生産者は、その通知に係る政府買入限度数量について不服があるときは、

市町村長に對し、文書をもつて当該政府買入限度數量の増加を申請することができ。ただし、その通知を受けた日から起算して十日を経過したときは、この限りでない。

申請があつたときは、同項ただし書の期間満了後十日以内に、政府買入限度數量を増加するかどうかを決定し、これを文書をもつて当該申請をした者に通知しなければならぬ。

3 前条第二項の規定は市町村長が前項の規定による決定をしようとする場合に、同条第三項の規定は市町村長が政府買入限度数量を増加する決定に係る前項の規定による通知をした場合に準用する。

4 前条第四項の規定は、都道府県知事が前項において準用する同条第三項の規定による通知を受けた場合に準用する。

（転換奨励金等）

第九条 政府は、予算の範囲内にお

いて、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができるとする。

一 市町村が、市町村表作転換計

画の円滑な実施に資するため、農業者に対し、その者に係る毎

年の大麦又ははだか麦の政府買入限度数量の減少量等に具現されるその大麦又ははだか麦の生産又は用途の転換の程度を基礎として転換奨励金を交付するのことに要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

都道府県が都道府県麦作転換計画を作成し及び実施するのに要する経費

市町村が市町村麦作転換計画を作成し及び実施するのに要する経費を都道府県が補助する場

合における当該補助に要する経費  
(政府買入れ)

一 条 政府は、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定による通知を受けた生産者又はその

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、六月三十日までに定めて、

公表しなければならない。

(食糧管理法の規定の適用除外)

第十二条 食糧管理法第四条ノ二の

規定は、大麦及びはだか麦については、適用しない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十六年産の大麦及びびはだ

3 昭和三十七年産の大麦及びびは、適用しない。

4 昭和三十七年産の大麦及びはだか麦については、第二条から第五条までの規定は、適用しない。

か麦についてのこの法律の規定の適用については、第六条第一項中「おおむね作付時期前の期間で政

で定める理由により昭和三十三年産、昭和三十四年産又は昭和三十五年産の大麦又ははだか麦を政府に売り渡さなかつた場合」とし、第七條第一項中「農林省令で定めるところにより、市町村麦作転換

計画、当該生産者の大麦又ははだか麦の生産事情及び販売事情、当該市町村の区域内に住所を有す

十月五日日本委員会に左の案件を付託された。

他の生産者から同項の規定による申出のあつた大麦又ははだか麦の数量等を勘案して、当該申出に

一、富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願（第二四号）

一、建物等任意共済事業の農協一元

係る数量が多すぎると認められる場合を除いて当該申出に係る数量を、多すぎると認められる場合に  
 化に関する請願（第三一号）（第三二号）（第四二号）（第四四号）（第四五号）（第五四号）（第九一

限りその多すぎると認められる度  
合に応じて当該申出に係る数量よ  
り少ない数量」とあるのは「当該  
号」(第一三七号) (第一三八号)  
(第一三九号) (第一四〇号) (第  
一四一号) (第一四二号) (第一五

申出に係る数量（同条第二項ただし書の規定の適用がある場合において、市町村長が、農林省令で定

一、九州の干害応急対策の助成措置

号）（第一九八号）

四号）（第一五五号）（第一五六

等に関する諸願（第三九号）  
一、農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する諸願（第四六号）

麦の生産事情及び販売事情、当該市町村の区域内に住所を有する他の生産者から同条第一項の規定に

(第五二号) (第八八号) (第八九号) (第一四六号) (第一四七号)

一、農業共済制度改正促進に関する  
請願（第四七号）（第五二号）（第  
九〇号）（第一四八号）

ときに限り、その多すぎると認められる度合に応じて当該申出に係る数量より少なく定める数量」とする請願（第五三三号）（第一五三三号）

一、万国家きん会議誘致に関する請願（第一四三三号）

第二四号 昭和三十六年九月二十五日受理

富士山大沢の崩壊防止対策確立に関する請願

請願者 三重県津市議會議長 岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

富士山大沢の崩壊は瞬時としてやむことなく、このまま放置するときは、富士山の崩壊は幾ばくもなく失われることが想像され、地元県は大沢崩れ対策委員会を設置し、その道の権威者を結集し専門的調査研究を重ねているが、抜本的対策は技術的、経済的に地方自治体ではいかんともしがたいから、これを国営事業として取り上げ早急に具体的方策を確立し、名山富士山の容姿保全を期せられたいとの請願。

第三一号 昭和三十六年九月二十五日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（三三三）

請願者 鹿児島県川辺郡川辺町 西添五四一 宮下実外 二名

紹介議員 田中 茂穂君

農業災害補償制度の改正は、制度協議会の答申どおり行なうこととし、建物等の任意共済は当然この制度改正と同時に農協に一元化せられたいとの請願。

第三二号 昭和三十六年九月二十五日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（九通）

請願者 島根県邑智郡川本町 鈴木夫外八名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四二号 昭和三十六年九月二十五日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（十九通）

請願者 大阪府泉大津市我孫子 二ノ一 着本才一外十八名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四四号 昭和三十六年九月二十六日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（十三通）

請願者 岩手県花巻市十二丁目 花巻農業協同組合長 照井又左門外十二名

紹介議員 千田 正君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第四五号 昭和三十六年九月二十六日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（九通）

請願者 山形県東村山郡豊栄村 滝口貞政外八名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第五四号 昭和三十六年九月二十六日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（八通）

請願者 熊本県玉名郡横島村横 島村西部農業協同組合

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は第三一号と同じである。

第九一号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（十五通）

請願者 静岡県榛原郡本川根町 千頭六四八 清水初市 外十四名

紹介議員 太田 正孝君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一三七号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県弘前市大字三和 木村亨貞

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一三八号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（二通）

請願者 福井県武生市帆山町第八号一九北日野農業協同組合長 田中弥三治 外一名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一三九号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（三三三）

請願者 秋田市上米町二ノ三八 ノ二 多田信司外二名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一四〇号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（十通）

請願者 京都府亀岡市宮川 西 田茂一外九名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一四一号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（十通）

請願者 島根県浜田市大字原井 笠柄徳市外九名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一四二号 昭和三十六年九月二十七日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（二一三）

請願者 岡山県倉敷市中庄一、一八九 古谷齊外二十名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一五四号 昭和三十六年九月二十八日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県西津軽郡木造町 大字永田 工藤素太治

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一五五号 昭和三十六年九月二十八日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（九通）

請願者 大分県速見郡山香町大字日指一、七九三山香町上農業協同組合長 岩尾一二三外八名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一五六号 昭和三十六年九月二十八日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（二十九通）

請願者 福岡県山門郡両開 笠間巻夫外二十八名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第一九八号 昭和三十六年九月二十八日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（四通）

請願者 群馬県太田市牛沢八六 神谷孝喜外三名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第三一号と同じである。

第三九号 昭和三十六年九月二十五日受理  
九州の干害応急対策の助成措置等に関する請願  
請願者 福岡県知事 鷗崎多一 外六名

紹介議員 吉田 法晴君  
九州地方の各県は、昭和三十三年以降四箇年連続して干害に見舞われているが、特に今年の五、六、七月における降雨量は極めて少なく、水稻及び畑作の被害が大きく、農民は非常に困窮しているから、(一)昭和三十六年度干害応急対策事業として、(イ)揚水機、原動機等の購入及び借入れに要した費用の補助、(ロ)さく井、水路、仮締切、その他の工事費の補助、(ハ)電力料金及び燃料費の補助、(ニ)干害恒久対策として、水源の開発(含地下水)及び水利調整ダム建設等、かんがいに対する基本的な水利対策を強力に実施するとともに、ため池、水路の新設、改良等、田及び畑に対するかんがい施設の整備に必要な事業の助成と従来の面積基準のわくの撤廃、等の措置を早急に講ぜられたいとの請願。

第四六号 昭和三十六年九月二十六日受理  
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(五通)  
請願者 山形県天童市甲二〇九 山形県天童市農業共済組合長 市川岩蔵外九千六百四十四名

紹介議員 村山 道雄君  
農業共済制度の拡充強化と適正なる運営を図るため、農家経済の実態に即応して農業共済掛金並びに農業共済組合

事務費の国庫負担を大幅に増額し、農家負担の軽減を図るよう、(一)農作物、畜産共済掛金の国庫負担割合を大幅に引き上げること、(二)家畜共済掛金病傷部分の、二分の一の国庫負担を実現すること、(三)農業共済組合の運営に必要な基幹事務費は、実質全額国庫負担とすること、その他の事務費についても国庫負担とすること、等の実現を期せられたいとの請願。

第五一号 昭和三十六年九月二十六日受理  
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(七通)  
請願者 山形県最上郡舟形町舟形二七六山形県舟形町農業共済組合長 沢内甚一郎外八千三百九十名

紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八八号 昭和三十六年九月二十七日受理  
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(六通)  
請願者 山形県最上郡最上町大字志茂三一最上町農業共済組合長 小林実外五千九百九十名

紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八九号 昭和三十六年九月二十七日受理  
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(六通)

請願者 山形県東置賜郡赤湯町赤湯町農業共済組合長 高橋茂雄外九千七百二名  
紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四六号 昭和三十六年九月二十八日受理  
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(四通)  
請願者 山形県北村山郡大石田町大石田甲六一大石田町農業共済組合長 柴崎慶作外八千八百五十七名

紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一四七号 昭和三十六年九月二十八日受理  
農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(七通)  
請願者 山形県西置賜郡津川村農業共済組合長 渡辺平衛外八千三百五十二名

紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第四七号 昭和三十六年九月二十六日受理  
農業共済制度改正促進に関する請願(五通)  
請願者 山形県天童市甲二〇九 山形県天童市農業共済組合長 市川岩蔵外八千七百五十名

紹介議員 村山 道雄君  
現行農業共済制度の不備、欠陥を大幅に改正し、補償内容の充実、農家負担の軽減、農業共済組合の自主性確立等を骨子とする農業災害補償法の改正法案が、第三十八回国会に上程され審議未了となつたことは、農家の大きな期待があつただけに誠に遺憾である。もし本臨時国会において、この法律案が成立しないときは、農家の期待を裏切ることになり、本制度の運営及び地域の農政上にきわめて重大な事態が起これることも予想されるから、改正制度が昭和三十七年度から全面実施できるよう、すみやかなる審議成立を期せられたいとの請願。

第五二号 昭和三十六年九月二十六日受理  
農業共済制度改正促進に関する請願(二二通)  
請願者 山形県飽海郡松山町字新屋敷三二八山形県松山町農業共済組合長 後藤裕次郎外二十二名

紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第九〇号 昭和三十六年九月二十七日受理  
農業共済制度改正促進に関する請願(五通)  
請願者 山形県東村山郡中山町中山町農業共済組合長 原田弁次郎外八千三百三十九名

紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第一四八号 昭和三十六年九月二十八日受理  
農業共済制度改正促進に関する請願(八通)  
請願者 山形県東村山郡豊栄村農業共済組合長 山本賢吉外九千三百九十一名

紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第五三号 昭和三十六年九月二十六日受理  
地方青果物卸売市場法制定に関する請願  
請願者 熊本市南千反町三三三 熊本県農業協同組合中央会会長 北口龍徳外四名

紹介議員 林田 正治君  
農業百年の大計を樹立するためには、地方卸売市場法の制定が絶対不可欠の要件であると確信するから、(一)集中取引により需給の調整を図り、適正公平な価格を形成すること、生産から消費への公正円滑な流通機能とを果たすことを目的として社会が期待する公共的機能を十分に発揮するようにすること、(二)開設はあくまで許可制をとること、(三)消費流通地域を指定し、市場再編整備を促進すること、(四)欠格条件は中央卸売市場法に準ずることとするが、指導事項として一定の施設基準を規制すること、(五)市場の整備統合に際し、融資又は利子補給の方途を講ずること等を骨子とする地方卸売市場法をすみやかに制定せられたいとの請願。

紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第九〇号 昭和三十六年九月二十七日受理  
農業共済制度改正促進に関する請願(五通)  
請願者 山形県東村山郡中山町中山町農業共済組合長 原田弁次郎外八千三百三十九名

紹介議員 村山 道雄君  
この請願の趣旨は、第四七号と同じである。

第一五三号 昭和三十六年九月二十  
八日受理

地方青果物卸売市場法制定に関する請  
願

請願者 大分市産業通り農業会

館内大分県農業協同組  
合中央会会長 岐部光  
久外二名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五三号と同じで  
ある。

第一一六号 昭和三十六年九月二十  
七日受理

市町村に対する農地の転用のための権  
利移動の制限撤廃に関する請願

請願者 兵庫県姫路市長 石見  
元秀外五十名

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

近時わが国の経済は著しく発展し、こ  
れに伴って国民の生活水準は急激に向  
上し、都市の近代化による都市諸施設  
の整備は緊急を要する事態となつてい  
る。特に地方公共団体が実施する道  
路、学校、住宅、環境衛生施設等の整  
備は急務を要請され、従つて各都市と  
もにこれら施設整備のための用地の必  
要は激増しつつあるが、反面地価の上  
昇はますます取得を困難にしているば  
かりでなく、その大半が農地に関係す  
るため権利の移動にきわめて煩雑な手  
続を要し、これがため諸事業の進ちょ  
くは著しく阻害されている現状である  
から、市が取得する農地についても権  
利移動の制限を廃し、都道府県と同様  
の取扱いとすよう農地法の一部を改  
正せられたいとの請願。

島根県の梅雨前線豪雨による農地災害  
復旧事業に関する請願

請願者 島根県松江市殿町一九

一ノ二 植田元確

紹介議員 佐野 廣君

本年の梅雨前線豪雨による島根県の被  
害はまことに甚大で、その被害総額  
実に五十一億七千万円（うち農地関係  
十四億九千万円）、被災者総数六万一  
千人（死者十四人）に達する惨状を呈  
した。災害発生と同時に、関係者はこ  
れが対策に万全を期し、また被災農民  
もこの苦難に屈せず、これが本年農作  
への影響を最小限にとどめ、また再起  
のため必死の努力をしているが、これ  
を勇気づけ、復旧の意欲をかり立てる  
ものは、自力のほか、周囲からの激励  
と、手厚い援助とがぜひ必要であると  
思うから、（一）農地農業用施設災害復  
旧事業に対する国庫補助率は伊勢湾台  
風同様の高率補助とすること、（二）災  
害復旧事業の施設工事を起債の対象と  
すること、（三）災害復旧事業費地元負  
担分市町村起債わくの拡大を図ること、  
（四）つなぎ融資の大幅貸出しを行  
なうこと、（五）小災害復旧を起債の対  
象とし、百パーセント認めること、  
（六）災害復旧事業計画の査定を迅速に  
実施すること等の措置を講ぜられたい  
との請願。

第一四三号 昭和三十六年九月二十  
七日受理

万国家きん会議誘致に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町  
一ノ一ノ四全国販売

農業協同組合連合会  
会長 石井英之助外一名

紹介議員 森 八三一君

わが国における養鶏は、その技術及び  
学術の進歩から見て、世界の五指に入  
る地位を占めており、世界の有識者が  
ひとしく日本の養鶏の偉大さを認めて  
いるところであるが、従来海外に対す  
る啓発が十分行なわれなかつたため  
に、わが国の養鶏及びその関連産業の  
海外発展にも下利を招いている点が少  
なくないと考えられるから、きたる昭  
和四十一年に開かれる予定の万国家き  
ん会議を日本に誘致して、海外から多  
数の養鶏関係者の来日をほかり、わが  
国の養鶏及びこれに関連する諸産業の  
実情を目のあたりに見せ、またこの方  
面の学術的技術的な水準がきわめて高  
いことを知らせることは、まことに意  
義深く、養鶏上、はたまた関連産業に  
益するところがきわめて多いものと確  
信する。政府は、昭和三十七年オース  
トラリアで開催される第十二回万国家  
きん会議において、第十三回会議の日  
本開催を提案し、同学会評議員会の承  
認をうけるより、次回本会議の日本開催  
実現につき特段の配慮をせられたいと  
の請願。

昭和三十六年十月十二日印刷

昭和三十六年十月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局